

『認定医更新のための症例報告』一次、二次審査実施要項

【一次審査】

1. 申し込み

審査を希望される学会への『演題申し込み』を行ってください。認定医更新のための症例報告申請書類を日本矯正歯科学会ホームページ(<http://www.jos.gr.jp/>)よりダウンロードしてご利用下さい。

2. 提出書類

審査希望の1症例につき、下記(1)～(3)の資料各3部を日本矯正歯科学会事務局宛に提出してください。

- (1) 症例写真記録簿
本格矯正症例専用紙(様式4-1-(1)):3部 または
早期治療症例専用紙(様式4-1-(2)):3部
3部全て鮮明なカラー画像にて印刷されたもの。(画質も審査対象となります)
- (2) 提出症例記録簿(様式4-2-(1)):3部
- (3) セファロ分析表(様式4-3):3部

3. 提出期限

認定委員会にて一次審査資料も採点を行いますので、申請される学会(日本矯正歯科学会、各地区学会、日本臨床矯正歯科医学会の各学術大会)開催の**2週間前必着**(提出期限厳守)にて日本矯正歯科学会事務局宛に郵送してください。

4. 提出症例の要件

提出される症例は、下記の条件を満たしていることが要件となります。

- (1) 資料採取から保定に至るまでの過程を申請者自らが行ったものであること。
- (2) 過去に矯正治療歴のない症例であること。
他院・他科からの動的矯正治療開始後の転院・転科・引き継ぎ症例、あるいは再治療症例などは認められません。
- (3) 動的矯正治療終了時において、永久歯(第二大臼歯を含む)の萌出が完了していること。
- (4) 前回更新書類提出期限以後に動的矯正治療を終了し、更新書類提出期限までに**保定期間が2年以上経過した資料が整っていること。**

前回更新書類提出期限:	2006年更新者	2006年6月30日
	2007年更新者	2007年6月30日
	2008年更新者	2008年6月30日
	2009年更新者	2009年6月30日

- (5) 上下顎マルチブラケット装置にて治療していること。
- (6) 顎変形症手術症例、口蓋裂などの先天性異常症例、補綴処置を含む多数歯欠損症例などでないもの。

【二次審査】

1. 『認定医更新のための症例展示』

一次審査にて提出した1症例につき、模型と症例ファイルの作製を行い申請学会開催当日に持参してください。申請される地区学会の指示に従い症例展示を行っていただきます。尚、日本矯正歯科学会事務局宛に症例の事前提出の必要はありません。

2. 症例審査および口頭試問

認定委員および審査委員による模型審査、症例ファイル審査および口頭試問(10分程度)を行います。

提出資料作製要領

治療ステージ毎に下記要領にて資料を作成してください。模型に添付する識別カラーシールおよび側面セファログラムトレースは、下記の指定色を使用して下さい。

- 1) 第1期治療から開始した場合
 1. 第1期治療開始時 (黒)
 2. 第1期治療終了時 (橙)
 3. 第2期治療開始時 (青)
 4. 第2期治療終了時 (赤)
 5. 保定中または保定後(緑)(保定期間は2年以上経過していること)
- 2) 本格治療から開始した場合
 1. 本格治療開始時 (黒)
 2. 動的治療終了時 (赤)
 3. 保定中または保定後(緑)(保定期間は2年以上経過していること)
- 1) 平行模型(咬合器Mounting模型は不可)
 - * 模型前面に治療ステージ識別のカラーシールを添付。
 - * 各治療ステージ(治療開始時、治療終了時、保定時など)を明記。
 - * 咬合状態がわかりにくい場合は、バイトチェック、バイトブロックを添える。

2) 症例ファイル作成要旨

- * A4版クリアファイル(黒)を使用。
- * ファイルの表紙には、下記項目を記入し添付する。
症例のタイトル, 発表者氏名, 所属
- * 資料は下記に従い**A4版サイズ**にて作製しファイルしてください。

(1) 提出症例記録簿(様式4-2-(1)):一次審査にて提出したもののコピー

- * 一次審査に提出した資料の内容差し替えは認められません。
- * ファイルの1ページ目と2ページ目にファイルして下さい。

(2) セファロ分析表(様式4-3):治療ステージ毎の計測値を記入

- * 一次審査に提出した資料の内容差し替えは認められません。
- * ファイルの3ページ目にファイルして下さい。
- * ファイルの4ページ以降は、下記の(3)~(8)の項目毎に治療ステージに添ってファイルして下さい。

(3) 顔面写真(カラー版):正貌, 側貌, 可能であればスマイル

- * 第1期治療から開始した場合:
第1期治療開始時 - 第1期治療終了時 - 第2期治療開始時 - 第2期治療終了時 - 保定中または保定後の順にファイル
- * 本格治療から開始した場合:
本格治療開始時 - 動的治療終了時 - 保定中または保定後の順にファイル
- * 年齢と治療ステージを明記
- * プライバシー保護のため、アイマスクを添付すること

(4) 口腔内写真(カラー版):右側面, 正面, 左側面, 上顎咬合面, 下顎咬合面

- * 第1期治療から開始した場合:
第1期治療開始時 - 第1期治療終了時 - 第2期治療開始時 - 第2期治療終了時 - 保定中または保定後の順にファイル
- * 本格治療から開始した場合:
本格治療開始時 - 動的治療終了時 - 保定中または保定後の順にファイル
- * 年齢と治療ステージを明記

(5) パノラマX線写真(または全顎デンタルX線写真)

- * 第1期治療から開始した場合:
第1期治療開始時 - 第1期治療終了時 - 第2期治療開始時 - 第2期治療終了時 - 保定中または保定後の順にファイル
- * 本格治療から開始した場合:
本格治療開始時 - 動的治療終了時 - 保定中または保定後の順にファイル
- * 年齢と治療ステージを明記

(6) 側貌頭部X線規格写真とトレース

- * **治療ステージ毎の指定色**にて、手書きでトレースを行って下さい。
- * トレースはトレーシング用紙を使用し、X線写真にテープで貼り、写真とトレースは容易に分離できるようにする。
- * デジタルレントゲンにて提出する場合は従来の頭部X線規格写真の倍率で、トレースの審査が容易にできるよう鮮明にプリントされていること。
- * 第1期治療から開始した場合:
第1期治療開始時 - 第1期治療終了時 - 第2期治療開始時 - 第2期治療終了時 - 保定中または保定後の順にファイル
- * 本格治療から開始した場合:
本格治療開始時 - 動的治療終了時 - 保定中または保定後の順にファイル
- * 年齢と治療ステージを明記

(7) 側貌頭部X線規格写真トレースの重ね合わせ

- * **治療ステージ毎の指定色**にて、手書きでトレースを行って下さい。
- * 全体的、上顎、下顎の3つの重ね合わせを行うこと。
- * 第1期治療から開始した場合、第1期治療前後および第2期治療前後で重ね合わせを行うこと。
- * 重ね合わせの基準は全体(SN at S), 上顎(ANS-PNS at ANS), 下顎(Mand.Plane at Me.)で行うこと。

(8) その他の資料

- * 必要に応じて、治療経過写真, 正面頭部X線規格写真およびトレース, 顎関節X線写真, 手指骨X線写真, 模型分析, 機能分析などを適宜添付する。

【注意事項】

- * 患者のプライバシー保護のため、顔面写真には目かくしをし、患者名の記載は行わない。
- * 提出していただく資料は、画質も審査対象となりますので、出来るだけ鮮明な画像にて提出してください。
- * 管理の都合上、資料は複製したものを提出される事をお勧めします。(資料の紛失及び損傷の責任は負えません)